

日本とラオスの外交関係樹立 70 周年を記念して、2025 年 5 月 30 日に法務省赤れんが棟において日ラオス共同研究セミナー資料集出版記念イベントが開催されました。当財団を代表して小杉理事が挨拶を行いましたので、その内容と当日の写真を掲載します。

日 ラオス共同研究セミナー資料集出版記念イベント 挨拶

国際民商事法センター
理事 小 杉 丈 夫

パスート サワンディー (Paseuth SAVANGDY) 司法省国立司法研修所長、ガン テムソムバット (Kang TEMSOMBATH) 最高人民裁判所研修所長をはじめとするラオス人民民主共和国から来日された皆様、チットノイ ヴォンカムヴィチット在京ラオス大使館次席大使、法務省をはじめとする日本の関係者の皆様、御参会の皆様

本日ここに、日ラオス外交関係樹立 70 周年を記念するイベントとして、日ラオス共同研究セミナー資料集出版式典が盛大に行われたこと、誠に喜ばしく、心からお祝いを申し上げます。

私が理事を務める国際民商事法センターは、法務省、JICA が行う法整備支援事業を民間からサポートする目的で、1996 年設立されました。法整備に関する両国の関係は、正にこの 1996 年に遡ります。この年、ラオスからカムアン ブッパー司法大臣ほか 3 名の代表団がお見えになり、日本からラオスへの法整備支援を強く要請されたのでありました。ブッパー大臣は、この法務省の庁舎で講演され、私も大臣と面談する機会がありました。まだ国際協力部 (ICD) が立上がる前でした。先日、本邦研修参加者との懇親会の席で、ブッパー前司法大臣はまだ御健在とうかがい、大変うれしく思っています。

ブッパー大臣の要請に基づく日本からの支援は、1998 年から始まりました。2012 年には民法典起草作業支援が開始し、2018 年 12 月には民法典が成立しています。日本の法整備支援は、日本の法律家がその国が抱えている問題を、その

国の人々と同じ目線で一緒になって考え、解決し、広くはアジアの平和に貢献しようという協働（collaboration）の理念に基づいています。そして、協働を通じて人材を育成することを目的としていることが、他国とは異なる日本の支援活動の特徴といえると思います。ラオスとの間の共同研究と本邦研修は、両国の努力により、正に、その方式が望しい方向で発展し、成果を上げたよい例だと思います。

2018年、ラオスの国立司法研修所と日本の法務総合研究所との間の協力覚書により開始された、「法の支配発展促進プロジェクト」の下での共同セミナーは今回で20回を数え、ラオスの実務の改善と両国の相互理解、人的交流の促進に大きな役割を果してまいりました。そのエッセンスをまとめた今回の出版物の特徴を3つ挙げたいと思います。(1)現在の法整備の立ち位置の確認をし、それだけでなく、次の世代に繋げたいという、将来に向けての明確な意図が見てとれること。(2)日ラオス双方が対等の立場で発表、討論した、比較法の研究成果であること。(3)事例を使うことで、実務に役立つ、実践的な内容になっていること。以上です。

この出版は、これまでの共同研究の集大成であるのみならず、両国にとって、将来に向っての大きな指針になることを確信します。そして、更には、この共同研究が、その内容と研究方法の両面において、ラオスと日本の垣根を越えた、アセアン・アジア全体での法の支配、法整備の発展にも寄与することを期待したいと思います。

ラオス人民民主共和国の更なる発展と、日ラオス両国の司法協力の益々の進展を祈念します。

本日は、まことにおめでとうございました。

【写真】

今回出版された資料集（前半がラオス語、後半が日本語訳でそれぞれ380頁ある）1

今回出版された資料集 2

挨拶する小杉理事

イベント参加者の集合写真